看護師等免許保持者の届出義務について

保健師助産師看護師法第33条に基づき、業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)は2年毎にその就業状況について、就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられている。その趣旨は、就業者の実態を把握し、就業者に対する指導監督や需給バランス等看護行政の推進に資するためとされ、就業看護師の統計は「衛生行政報告例」として隔年で公表されている。

様式は「業務従事者届」として同法施行規則で定められており、氏名、免許の種別とその登録番号、就業場所等について記載することとなっている。 届出違反には、罰則が課せられている。

届出違反には、50万円以下の罰金が課せられることとなっている。

<参考>

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)

第三十三条 <u>業務に従事する</u>保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める<u>二年ごとの年の</u>十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その<u>就業地の都道</u>府県知事に届け出なければならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第三十三条又は第四十条から第四十二条までの規定に違反した者

看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)

(看護師等の届出等)

第十六条の三 看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。